

議案第7号

白岡市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

白岡市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成元年白岡町条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

第11負担区	650円
--------	------

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月19日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

白岡工業団地内の公共下水道化に伴い、負担区を新たに定める必要が生じたため、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。